

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出してください。

平成 年 月 日 提出 (あて先)吉岡町長		所在地 〒 -		担当者 (連絡先)		係					
		フリガナ 名称				氏名					
		代表者の 職氏名印				電話 () -					
給与所得者				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の 未徴収税額の 徴収方法	1月1日以降 退職時までの 給与支払額	退職手当等 の支払額 (支払予定額)
フリガナ ()		旧姓 ()			月分 月分 から まで		年 月 日	1 退職(普通・障害) 2 転勤・転職 3 休職 4 長期欠勤 5 死亡 6 会社解散 7 育児休業 8 ()	A 特別徴収継続 B 一括徴収 (全額を退職等 の際徴収する。) C 普通徴収 (残額は本人が 納付する。)	円	円
氏名 ()		生年月日 大正 昭和 平成 年 月 日生								控除社会 保険料額	勤務年数
1月1日の住所 吉岡町		現住所 同上		円	円	円				円	年

A 特別徴収継続 (ウ)の額を新しい特別徴収義務者が給与から徴収する。

月割額 円を 月分から徴収し納入します。
(徴収金額は、転勤元から連絡済・未済です。)

新たに特別徴収義務者となる事業所	特別徴収義務者指定番号	新規	納入書
			要・不要
	所在地 〒 -		
	フリガナ		
名称(氏名)			
代表者の職氏名印			
担当者先	係	氏名	
電話	() -		

B 一括徴収
(ウ)の額を退職時に給与等から徴収する。

一括徴収した税額は
月分で納入します。
(月 10 日 納期限)

一括徴収の理由

- 平成 年12月31日までの異動で、本人からの申し出があったため。
- 平成 年1月1日以後の異動で、特別徴収継続の希望がないため。

徴収予定日	徴収予定額 (ウ)と同額	理由が1の場合 本人印
年 月 日	円	

C 普通徴収
(ウ)の額を本人が支払う。

一括徴収できない理由

- 異動が平成 年12月31日までで、本人からの一括徴収の申し出がないため。
- 支払われる給与や退職手当等が、未徴収税額よりも少ないため。
- その他 ()

吉岡町役場から、後日、本人あてに未徴収税額の納税通知書をお送りします。

死亡退職の場合は相続人代表者、海外出国の場合は納税管理人の記載を下記へお願いします。

氏名	続柄
住所 〒 -	電話 () -

- (注1) 転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先に送付してください。新勤務先では、「A 特別徴収継続」欄の事項を記入し、吉岡町長に送付してください。
- (注2) 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払いを受けなくなった場合には、本人からの申出にかかわらず一括徴収することが義務づけられています。
- (注3) 納期限が、町の休日(日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日等)に当たるときは、その休日の翌日を納期限とします。
- (注4) ※印の欄は、記入する必要がありません。

処理欄※	
------	--